

○福知山市介護保険住宅改修費受領委任払い実施要綱

平成26年2月6日

告示第152号

改正 令和3年10月20日告示第231号

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第45条に規定する居宅介護住宅改修費及び法第57条に規定する介護予防住宅改修費（以下「住宅改修費」という。）の支給に当たり、保険給付の請求及び受領に係る委任による支給手続（以下「受領委任払い」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、法で使用する用語の例による。

(受領委任払い)

第3条 市長は、要介護被保険者及び要支援被保険者（以下「被保険者」という。）が住宅改修施工事業者（以下「事業者等」という。）に支払うべき住宅改修に要した費用のうち、保険給付相当額分について、当該被保険者に代わり、当該事業者等（第4条の規定により受領委任払いの取扱いについて登録を受けた事業者に限る。）からの請求を受け支払うものとする。

2 被保険者は住宅改修費の請求及び受領にかかる権限を事業者等に委任するものとする。

3 第1項の規定による支払があったときは、当該被保険者に対し住宅改修に係る保険給付の支給があったものとみなす。

(事業者等の登録)

第4条 受領委任払い(前条第1項及び第2項の規定により市が事業者等に住宅改修費を支払うことをいう。以下同じ。)の取扱いを受けようとする事業者等は、次の各号の要件を全て満たす者とする。

(1) 本市内に事務所や事業所があること。

(2) 本市の市税に滞納がないこと。

(3) 介護保険における住宅改修費の支給対象工事について十分な知識があること。

2 受領委任払いの取扱いを受けようとする事業者等は、介護保険住宅改修費受領委任払い取扱事業者登録届出書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(1) 確約書

(2) 納税証明書（本市の市税に滞納がないことの証明）

(3) 前2号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

3 市長は、前項の規定による届出があったときは、登録の適否を審査した上で、事業者登録を行い、速やかに福知山市介護保険住宅改修費受領委任払い取扱事業者登録通知書（別記様式第2号）により通知するものとする。

4 登録の有効期間は、3年間とする。ただし、市長が必要と認める場合は別に有効期間を定めることができる。

5 事業者等は登録の更新を希望する場合には、登録の有効期間の満了の日の30日前から更新の申請をすることができる。

（登録の変更等）

第5条 前条の規定により登録を受けた事業者（以下「登録事業者」という。）は、当該登録事業者の名称、所在地その他の登録事項に変更があったときは、速やかに介護保険住宅改修費受領委任払い取扱事業者登録事項変更届出書（別記様式第3号）により市長に届け出なければならない。

2 登録事業者は、事業者登録を廃止しようとするときは、速やかに介護保険住宅改修費受領委任払い取扱事業者廃止届出書（別記様式第4号）により市長に届け出なければならない。

（登録事業者の責務）

第6条 登録事業者は、被保険者の生活の質の向上及び問題の解決が実現するように法その他の関係法令等及びこの要綱を遵守し、被保険者の心身状況等に応じた適切な住宅改修を施工するよう努めるものとする。

2 登録事業者は、市、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

3 登録事業者は、本市が住宅改修事業者向けの研修を実施した場合には、当該研修を受講しなければならない。

（登録内容の情報提供）

第7条 市長は、被保険者に対し、登録事業者の名称、所在地等について情報提供を行うものとする。

（登録の取消し）

第8条 市長は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当する場合、登録事業者の登録を取り消すことができる。

- (1) 正当な理由なく受領委任払い制度の利用を拒否した場合
- (2) この要綱に定める手続を行わなかった場合
- (3) 正当な理由なく市の主催する住宅改修事業者向けの研修を受講しなかった場合
- (4) 登録事業者の責に帰すべき事由により、被保険者に損害を生じさせた場合
- (5) 不正な手段により、事業者登録を受けようとした場合又は受けた場合
- (6) 不正な手段により、住宅改修費を受領しようとした場合又は受領した場合
- (7) その他市長が登録事業者として不相当であると認めた場合

2 市長は、前項の規定により事業者登録を取り消したときは、福知山市介護保険住宅改修費受領委任払い取扱事業者登録取消通知書（別記様式第5号）により取消しの理由と取消し期間を記載して当該事業者に通知するものとする。

3 取消し期間は10年間以内で、市長が定める期間とする。

（対象者）

第9条 被保険者は、登録事業者による住宅改修の施工を行う場合、受領委任払いの適用を受けることができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、受領委任払いの適用を受けることができない。

- (1) 受領委任払いについて、事業者の同意を得ていない者
- (2) 介護保険料を滞納している者
- (3) 法第66条に規定する保険給付の支払方法変更を受けている者
- (4) 法第67条又は法第68条に規定する保険給付の一時差止がなされている者
- (5) 法第69条に規定する保険給付の給付額減額等を受けている者
- (6) 介護保険施設又は医療機関等に入院又は入所等している者
- (7) 要介護認定又は要支援認定の申請中であり、有効な認定がない者
- (8) 転入又は転居予定先を改修する者

（事前申請）

第10条 受領委任払いの適用を受けようとする被保険者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第75条第1項第1号から第4号までに掲げる事項又は同規則第94条第1項第1号から第4号までに掲げる事項を記載した申請書及びその他市長が必要と認める書類を提出する際に、受領委任払いの適用を受ける旨を記載のうえ、市長に提出しなければならない。

（事前申請の承認）

第11条 市長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、受領

委任払いの適否を決定した上で、申請者に通知するものとする。

2 申請者は、前項の承認後、住宅改修の内容に変更が生じたときは、前条に規定する関係書類とともに速やかに市長に申請のうえ、再度承認を受けなければならない。

(自己負担)

第12条 前条の規定による承認を受けた申請者は、現に住宅改修に要した費用から住宅改修費を控除した額を事業者等に支払うものとする。

(支給申請)

第13条 申請者は、第11条の規定による承認を受けた住宅改修を行ったときは、介護保険法施行規則第75条第1項第5号から第7号までに掲げる書類又は同規則第94条第1項第5号から第7号までに掲げる事項を記載した申請書及びその他市長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。

(支給決定)

第14条 市長は、前条の規定による書類の提出を受けたときは、審査の上、住宅改修費の支給又は不支給を決定し、申請者及び事業者等に通知するものとする。

(支払)

第15条 市長は、前条の規定による支給の決定を行ったときは、第4条の規定により事業者等が指定する金融機関の口座へ振り込むものとする。

(返還及び受領委任の取消し)

第16条 市長は、登録事業者が偽りその他不正な手段により住宅改修費を受領したときは、支払を受けた当該住宅改修費の全部又は一部を返還させることができる。

2 市長は、申請者が偽りその他不正な手段により受領委任払いの適用を受けたときは、当該決定を取り消すことができる。

(指導及び調査等)

第17条 市長は、必要があると認めるときは、申請者又は登録事業者に対して、指導又は調査を行い、報告若しくは帳簿及び書類の提出若しくは提示を求め、その帳簿及び書類その他の物件を検査し、説明を求めることができる。

(様式)

第18条 この要綱で使用する様式は、市長が別に定める。

(委任)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(登録等を行うために必要な準備)

2 市長は、この要綱の施行日前においても、受領委任払い取扱事業者の登録等に関し必要な手続きを行うことができる。

附 則 (令和3年10月20日告示第231号)

この告示は、令和3年10月20日から施行する。

別記
様式第1号（第4条関係）

年 月 日

介護保険住宅改修費受領委任払い取扱事業者登録届出書

福知山市長 様

（届出者）住 所

事業者名称

代表者氏名

介護保険住宅改修費における受領委任払い取扱事業者の登録について、福知山市介護保険住宅改修費受領委任払い実施要綱第4条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

フリガナ	
事業者名称	
フリガナ	
代表者氏名	
事業者の所在地	〒 ー
電話番号	()

受領委任払いに係る登録口座			
銀行 信用金庫 農業協同組合	本店 支店 支所	種目	口座番号
		1 普通預金
2 当座預金		
3 その他		
フリガナ			
口座名義人			

福知山市記入欄	登録番号	
---------	------	--

様式第2号（第4条関係）

年 月 日

様

福知山市長

福知山市介護保険住宅改修費受領委任払い取扱事業者登録通知書

年 月 日付けで届出のありました福知山市介護保険住宅改修費受領委任払い取扱事業者の登録について、次のとおり登録したので通知します。

事業者名称	
代表者氏名	
事業者の所在地	〒 —
電話番号	— —
登録番号	
登録年月日	年 月 日
登録有効期間	年 月 日から 年 月 日まで

様式第3号（第5条関係）

年 月 日

介護保険住宅改修費受領委任払い取扱事業者登録事項変更届出書

福知山市長 様

（届出者）住 所

事業者名称

代表者氏名

年 月 日付けで登録を受けた福知山市介護保険住宅改修費受領委任払い取扱事業者の登録事項について、次の事項を変更しましたので、福知山市介護保険住宅改修費受領委任払い実施要綱第5条第1項の規定により届け出ます。

登 録 番 号		
事業者の所在地	〒 ー	
フリガナ		
事業者名称		
変更の内容		
変更事項	変更前	変更後

様式第4号（第5条関係）

年 月 日

介護保険住宅改修費受領委任払い取扱事業者廃止届出書

福知山市長 様

（届出者）住 所

事業者名称

代表者氏名

年 月 日付で登録を受けた福知山市介護保険住宅改修費受領委任払い取扱事業者の登録について、次のとおり廃止したいので、福知山市介護保険住宅改修費受領委任払い実施要綱第5条第2項の規定により届け出ます。

登 録 番 号	
事業者の所在地	〒 ー
フリガナ	
事業者名称	
廃止の理由	

様式第5号（第8条関係）

年 月 日

様

福知山市長

福知山市介護保険住宅改修費受領委任払い取扱事業者登録取消通知書

年 月 日付けで届出のありました福知山市介護保険住宅改修費受領委任払い取扱事業者の登録について、次のとおり登録を取り消しましたので通知します。

登 録 番 号	
事業者の所在地	〒 ー
事業者名称	
取消年月日	年 月 日
取消期間	年 月 日から 年 月 日まで
取消の理由	

別記様式第1号（第4条関係）

様式第2号（第4条関係）

様式第3号（第5条関係）

様式第4号（第5条関係）

様式第5号（第8条関係）